

令和5年度新規学卒求人の手続きについて

ハローワーク泉大津

事業所サービス・企画部門

はじめに

新規学校卒業予定者にとって、就職は人生の大きな転機のひとつであり、従来からその就職が円滑に行えるよう特段のご配慮をお願いしているところです。事業主の皆様におかれましては、適正な採用計画を策定の上、新規学校卒業予定者の採用についてご検討いただき、「新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」をよくお読みのうえ、求人申込みをお願いいたします。

(1) 今年度の新規高卒求人トピックス

- 高卒求人受付は6月1日（木）から、求人票の返戻は7月3日（月）からとなります。
- 高卒求人申込みの前に、公正採用選考及び学卒求人のルールに係る動画を視聴してください。動画視聴後は「公正な採用選考」のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書」をご提出ください。
- 求人申込みの方法は、次のいずれかの方法でお願いします。

① 高卒求人申込書+手書き用補足シート（高卒）による申込み

※注）令和2年度より新様式となっています。

② 令和2年度以後に高卒求人を提出されていて、職種、就業場所、雇用形態に変更がない場合は、求人票に朱書き訂正したうえで、ご提出いただく方法

③ ハローワークインターネットサービス上からの求人仮登録機能による申込みのうえ、マイページ用補足シート（高卒）をご提出いただく方法

※求人者マイページにより申し込まれる場合は、必ず6月1日以降に仮登録してください。5月31日以前に仮登録された場合、システム上、前年度（令和5年3月卒業者向け）の求人票として登録されますのでご注意ください。

※マイページにより申し込まれても、添付書類の提出（郵送または持参）が必要です。また、仮登録日ではなく、添付書類の提出日が受理日となりますのでご注意願います。

※求人者マイページを開設済みの場合は、『求人者マイページにログイン』から手続きしてください。

※ハローワークインターネットサービスからの求人申込みがはじめての場合は、当所事業所サービス・企画部門（TEL 0725-32-5181(31#)）へお問い合わせください。

(2) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法①）及び職業安定法（②）について ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所等からの求人を受け付けません。

* 求人の不受理（②法第5条の5）

* 青少年雇用情報の提供（①法第13条・第14条）

* 若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）

（①法第15条）

(3) 求人申込みから採用まで

「新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」の年間スケジュール、求人申込みから採用までのフローチャート（抜粋）、求人活動等の申し合せ事項をご覧ください。また、手引きの「Ⅱの3のイ新規高等学校卒用予定者」もご覧ください。

(4) 求人申込みの際の留意点について（手引きⅠの1、Ⅰの2、Ⅱの1）

- ・ 責任ある的確な採用計画をお願いします。

（中途採用をしたため学卒求人を取り消す等、募集の中止・募集人数の削減がないようにしてください。）

- ・ 採用内定取消し等の防止について

- ・ 「指定校求人」と「公開求人」の違いについて

*指定校求人とは、学校を指定して求人を申し込む方法

⇒「学校・推薦人員一覧表」を添付いただくか、補足事項欄に学校名・推薦人員を記入してください。なお、「推薦数」は求人数の概ね3倍までを目安とするようお願いいたします。

*公開求人とは、学校を指定せずに求人を申し込む方法（インターネットに掲載）

- ・ 募集に関する日程：高校からの応募は9月5日以降、採用選考は9月16日以降
- ・ 選考方法について：書類選考のみ、学科試験のみは不可（必ず面接を行う。）
- ・ 応募前職場見学について：事前選考にならないように注意してください。
- ・ 複数応募について：公開求人の場合、選考開始時期（9月16日）から複数応募可能。応募は1人2社までとなります。

(5) 高卒求人申込書の記入について（手引きⅡの3のイ新規高等学校卒業予定者）

【高卒求人の申込み時に必要なもの】

- ・ 「公正な採用選考」のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書
- ・ 「高卒求人申込書」注）令和2年度より新様式となっています。
 - ※ハローワークインターネットサービス上で求人仮登録機能による申込みの場合は、その他の添付書類等を提出時に求人仮登録した旨をお申し出ください。
- ・ 「マイページ・手書き用補足シート（高卒）」
 - ※ハローワークインターネットサービス上で求人仮登録機能による申込みの場合、又は手書き用の高卒求人申込書で申込みの場合ご記入ください。
- ・ 「採用選考関係書類等点検票」
- ・ 「応募前職場見学実施予定表」（見学可の場合）
- ・ 「学校・推薦人員一覧表」（指定校求人の場合。補足事項欄に学校名・推薦人員をご記入いただいた場合は不要）

※来所手続きにつきましては、

窓口受付時間 平日8時30分～16時00分にご協力ください。

(6) その他

- ・ 求人者マイページをご利用の場合、求人者マイページで紹介保留、求人取消は行わない ください。